

海田町事業継続応援金(第2弾)  
申請要領

企画部 魅力づくり推進課  
令和3年9月

# はじめに

## 1. 海田町事業継続応援金(第2弾)について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響を受けている事業者に対し事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える応援金を給付します。

## 2. 給付額

**5万円**

## 3. 給付対象者

- ① 町内に事業所を有する中小企業信用保険法に規定する中小企業者若しくは小規模企業者(農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業を含む)及び本業として事業を営む個人事業主であること。(事業収入が全収入の50%を超えているかどうかで判断します。)
- ② 今後も海田町内にて事業継続の意思があること。
- ③ 町税(令和3年3月末納期までのものに限る)を滞納していないこと。
- ④ 暴力団等に関与していないこと。
- ⑤ 令和2年12月31日までに事業を開始していること。

## 4. 給付要件

感染症の影響で令和3年5月から9月までのいずれかの月(対象月)の売上高が令和元年又は令和2年(比較年)同月に比べて20%以上減少していること。

(減少率の計算式)

$$\frac{\text{比較年同月の売上高} - \text{対象月の売上高}}{\text{比較年同月の売上高}} \times 100 = \text{減少率}$$

※令和元年又は令和2年との比較が困難な事業者のための要件もございます。(P.4をご確認ください。)

## 5. 申請受付期間

令和3年9月13日から令和3年11月30日まで。

## 6. 申請に当たっての注意事項

- ① 申請期間を超過したものは受け付けられません。  
窓口受付は令和3年11月30日午後5時15分まで  
郵送による申請は令和3年11月30日までの消印有効  
WEB申請は令和3年11月30日午後11時59分まで
- ② 申請は1事業主当たり1度までです。
- ③ 虚偽の申請で給付を受けたことが発覚した場合は速やかに応援金を全額返還していただきます。

## 申請の流れ

① 申請書類の入手・記入



② 添付書類の入手



③ 要件，提出書類の確認



④ 申請



⑤ 申請完了

※ 給付についてはP. 11に記載の給付予定日をご確認ください。

# ① 申請様式の入手

## 1. ホームページから様式をダウンロード

以下の URL または QR コードからアクセスして様式をダウンロードしてください。

<https://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/121653.html>

ダウンロードする様式

- 海田町事業継続応援金（第2弾）給付申請書兼誓約書

※ 申告書が必要な方は申告書



## 2. 窓口にて様式を入手

海田町役場 3階魅力づくり推進課、広島安芸商工会の窓口にて様式を配布しています。

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限りホームページよりダウンロードしてください。

## 3. 様式配布窓口について

- ① 海田町役場 魅力づくり推進課 （役場1階のロビーにも配架しています。）

〒736-8601 安芸郡海田町上市 14-18 海田町役場 3階

- ② 広島安芸商工会（様式の配布のみの窓口となります。）

〒736-0052 安芸郡海田町南つくも町 5-15

# ② 添付書類の入手

（省略できる書類もあります。P.9でご確認ください。）

## 1. 添付書類（法人の場合）

- 謄本の写し（履歴事項全部証明書等）
- 令和2年分の確定申告書第一表の写し
- 対象月と比較年同月の売上高の証明になる資料（試算表、法人事業概況説明書等）
- 法人名義の振込先口座の通帳の写し（口座名義がカタカナ表記のページ）

## 2. 添付書類（個人事業主の場合）

- 開業届の写し
- 令和2年分の確定申告書第一表の写し
- 対象月と比較年同月の売上高の証明になる資料（試算表等）
- 本人名義の振込先口座の通帳の写し（口座名義がカタカナ表記のページ）
- 本人確認書類の写し（免許書等）

### 3. 注意事項

- 法人について、法人名が変更された場合、法人番号に変更が無ければ、同一の法人とみなし、法人番号に変更がある場合は、別法人とみなします。
- 開業届の提出が難しい場合、事業所の所在地がわかる資料で代替が可能です。
- 振込先の口座の写しは、口座名義がカタカナ表記の部分の物を提出してください。
- 確定申告書第一表の写しには税務署の收受日付印が押されているものをご用意ください。e-Tax で申請された場合は、受信通知を添付してください。

收受日付印のある申告書の提出が難しい場合、以下のもので代替が可能です。

#### 法人の場合

- 令和元年分の確定申告書の写しに税理士による押印及び署名がなされたもの

#### 個人事業主の場合

- 令和2年分の住民税の申告書類の控え(受付印のあるもの)

※ 「確定申告期限の柔軟な扱いについて」に基づき、令和2年分の確定申告が完了していない場合若しくは申告期限を猶予されており当該申告が完了していない場合などの事由により提出できない場合は令和元年分の確定申告書の写し(收受日付印または受信通知のあるもの)又は住民税の申告書類の控え(受付印のあるもの)でも代替することができます。

## ③給付要件、給付対象の確認

### 1. 給付要件

- 感染症の影響で令和3年5月から9月までのいずれかの月(対象月)の売上高が令和元年または令和2年(比較年)の同月に比べて20%以上減少していること。

※ 比較年同月と比較が困難な方は、以下の条件で申請可能です。

- 対象月の売上高が令和3年1月から令和3年4月までの平均売上高と比較して20%以上減少していることの申告書(様式第1号)の提出。

### 2. 給付対象者

- ① 町内に事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者及び本業として事業(事業収入が全収入の50%を超えているかどうかで判断します。)を営む個人事業主であること。
- ② 今後も海田町にて事業継続の意思があること。
- ③ 海田町税(令和3年3月末納期までのものに限る)を滞納していないこと。
- ④ 暴力団等に関与していないこと。
- ⑤ 令和2年12月31日までに事業を開始していること。

### 3. 不給付要件

次のいずれかに該当する者に対しては、応援金を給付しません。

- 本業ではなく副業として事業を営んでいると判断される個人事業主。

(事業収入が全収入の50%を超えているかどうかで判断します。)

- すでに給付を受けている事業者。

例) ① AとBの二つの会社を営んでいる事業者の場合、AとBの両方で給付を受けるのではなく、AかBどちらか1社への給付になります。

② 海田町の法人代表をしているAさんが町内で個人事業主としても活動している場合、給付を受けるのは、どちらか一方のみとなります。

## ④申請書類の記入

### 1. 記入が必要となる書類

- 海田町事業継続応援金（第2弾）給付申請書兼誓約書

※申告書が必要な方は申告書

### 2. 記入の仕方

P. 6～P. 8に記載の記入例を基にご記入ください。

## ⑤WEB申請について

以下のURL又はQRコードよりWEB申請が行えます。

[https://s-kantan.jp/town-kaita-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=8029](https://s-kantan.jp/town-kaita-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8029)



※添付書類は事前に用意してください。

(※添付書類の合計サイズは 20MB までです。20MBを超える場合は、郵送等で提出をお願いします。)

細かな文字が読み取れるよう、ファイルの添付をお願いします。

※WEB（電子）申請で申請の方は、申込ページの「手続き説明」に表示される 利用規約をよく読み、同意の上、ご利用ください。

申請日を記入ください。

記入例

様式第2号 (第4条関係)

(表)

海田町事業継続応援金(第2弾)給付申請書兼誓約書

令和 年 月 日

海田町長様

ゴム印または  
ご記入ください。

住所  
法人名・屋号  
代表者  
電話番号

海田町事業継続応援金(第2弾)の給付を受けたいので、海田町事業継続応援金(第2弾)給付要綱第4条の規定により申請します。

また、応援金の給付に関し、当社又は私の町税の納付状況について、町が確認及び調査をすることについて同意します。

【対象月の売上高の確認】

対象月	売上高 (A)	比較年同月	売上高 (B)
令和3年5月	500,000円	令和2年5月 (又は令和元年5月)	700,000円

(最近1か月売上高の減少率)

$$\frac{(B) \text{ 700,000円} - (A) \text{ 500,000円}}{(B) \text{ 700,000円}} \times 100 = 28.5\%$$

主な業種(事業売上のうち最も多くの割合を占める業種)	飲食店業
----------------------------	------

上記の内容について、事実に相違ありません。

対象月 : 令和3年5月 比較年同期の売上高 : 700,000円  
 対象月の売上高 : 500,000円 主な業種 : 飲食業 の場合

ご記入ください

海田町事業継続応援金(第2弾)は、次の振込指定金融機関の預金口座へ振り込み願います。

(金融機関コード)									
振込先金融機関	銀行・農協 金庫・組合		本店 支店						
預金種目	普通預金 当座預金	口座番号 (右詰め)							
振込口座 名義	住所								
	(フリガナ) 氏名								

(注)この様式は、今年に入って開業した方など比較年同月と比較が困難な方が  
 令和3年1月から令和3年4月の平均売上高と比較して対象月の売上高が、  
 20%以上減少している場合に使用します。

別記

様式第1号(第2条関係)

記入例

申告書

1 対象月の売上高

対 象 月	対象月の売上高合計	
令和3年5月	(A)	500,000円

2 令和3年1月から令和3年4月までの売上高の平均

令和3年1月から令和3年4月までの 売上高合計		令和3年1月から令和3年4月までの 売上高の平均(B)÷4	
(B)	2,800,000円	(C)	700,000円

(対象月の売上高と令和3年1月から令和3年4月までの売上高の平均を比較した減少率)

$$\frac{(C) \quad 700,000 \quad \text{円} - (A) \quad 500,000 \quad \text{円}}{(C) \quad 700,000 \quad \text{円}} \times 100 = 28.5 \%$$

対象月 : 令和3年5月  
 対象月の売上高 : 500,000円  
 令和3年1月から令和3年4月の売上高の合計 : 2,800,000円 の場合

上記の内容について、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

ゴム印もしくは  
 ご記入ください。

住 所

法人名・屋号

代 表 者



## ⑥申請書類の確認

### ○申請書類チェックシート

申請書類の確認をする際に使用してください。

(一定の書類を省略できる場合がありますので、P.9 もあわせてご覧ください。)

#### 確認事項

- ・記入漏れはありませんか。
- ・記入内容に間違いはありませんか。
- ・海田町事業継続応援金(第2弾)給付申請書兼誓約書の主な事業の欄は記入されていますか。
- ・確定申告書の写しには收受印が押されていますか。(電子申告の場合は受信通知)
- ・添付している確定申告書の写しは令和2年分のものでしょうか。
- ・給付対象者ですか。また、給付要件を満たしていますか。(P.4・P.5を確認ください)

#### 法人の場合

- ① 海田町事業継続応援金(第2弾)給付申請書兼誓約書
- ② 履歴事項全部証明書の写し
- ③ 令和2年分の確定申告書第一表の写し
- ④ 対象月と比較年同月の売上高の証明になる資料
- ⑤ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

#### 個人事業主の場合

- ① 海田町事業継続応援金(第2弾)給付申請書兼誓約書
- ② 開業届の写し
- ③ 令和2年分の確定申告書第一表の写し
- ④ 対象月と比較年同月の売上高の証明になる資料
- ⑤ 本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 本人確認書類の写し

※海田町事業継続応援金(第1弾)

【申請期間：令和2年5月19日～7月31日】を受給された方

⇒一定の書類を省略することができます。

詳しくは下記の整理表を確認ください。

申請書類整理表 (○は必要な書類)

海田町事業継続応援金 (第2弾)	海田町事業継続応援金(第1弾)			
	受給された方		受給されていない方	
	法人	個人事業主	法人	個人事業主
海田町事業継続応援金(第2弾)給付申請書兼誓約書	○	○	○	○
履歴事項全部証明書の写し	省略可 (変更がなければ)	—	○	—
令和2年分の確定申告書第一表の写し	○	○	○	○
対象月と比較年同月の売上高の証明になる資料	○	○	○	○
振込先口座の通帳の写し	省略可 (変更がなければ)	省略可 (変更がなければ)	○	○
開業届の写し	—	省略可	—	○
本人確認書類の写し	—	省略可 (変更がなければ)	—	○

※ 海田町頑張る中小企業者応援金(申請受付期間令和3年4月1日から4月30日)を受給された方については、開業届の写し、本人確認書類の写し、振込先口座の通帳の写し(振込先に変更がない場合)に加えて令和2年分の確定申告書の提出も不要です。

## ⑦申請

### 1. 申請期間

応援金の申請期間は令和3年9月13日から令和3年11月30日までとなります。

- ・窓口受付は令和3年11月30日午後5時15分まで
- ・郵送による申請は令和3年11月30日までの消印有効
- ・WEB申請は令和3年11月30日午後11時59分まで

### 2. 申請方法

窓口受付、郵送またはWEBにて申請を行ってください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、可能な限り郵送又はWEBにて申請を行ってください。

### 3. 交付金の振込について

原則、申請から概ね2週間を目途に給付金を振込依頼書に記載の口座に振込みさせていただきます。詳しくは、P. 11に記載の予定日をご確認ください。

### 4. 制度についてのお問い合わせ先

海田町役場 企画部 魅力づくり推進課

〒736-8601 安芸郡海田町上市14-18 海田町役場3階

TEL: 082-823-9234 Fax: 082-823-9203

E-mail: miryoku@town.kaita.lg.jp

## 給付予定日

①	9月28日	⑨	11月12日
②	10月1日	⑩	11月17日
③	10月7日	⑪	11月22日
④	10月13日	⑫	11月29日
⑤	10月22日	⑬	12月3日
⑥	10月28日	⑭	12月8日
⑦	11月2日	⑮	12月13日
⑧	11月8日	⑯	12月23日

- ※ 申請後、書類審査を経て、直近の給付予定日の口座へ給付します。
- ※ 申請件数が多数に及ぶ場合や、申請内容、申請書類に不備がある場合、審査に時間がかかることがあります。